

保険期間	1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）で以後毎年更新します。
掛 金	毎月の給与から控除します。（初回は平成29年11月分給与から）
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
継続加入の取扱い	いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額（コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金月額（コース）等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
税法上の取扱い	保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。 所得補償保険金は非課税です。 ※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。
退職後の取扱い	継続は現職中に限ります。（退職後は継続できません）

1. 保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき、保険金をお支払いします。  
2. 就業障害が続いた場合、免責期間終了後（91日目）から、満60歳に達した日を限度として保険金が支払われます。ただし、加入日（継続加入の場合は更新日）現在満55歳以上の方は91日目から3年、所定の精神障害による就業障害の場合は24か月が限度となります。また、一度就業障害が終了した後、6か月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなして保険金をお支払いします。

●就業障害とは、下記の状態をいいます。  
1. 身体障害による退職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合  
（イ）その身体障害の治療のため、入院していること  
（ロ）（イ）以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合  
（ハ）（イ）（ロ）以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること  
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

●お支払いする保険金の額  
補償対象期間中の就業障害である期間1か月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12か月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります。  
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月=30日とした日割計算でお支払いします。  
なお、所得喪失率は、
$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$
で算出されます。

※初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次のいずれか低い額を保険金の額とします。  
①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額  
②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額  
※他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

●保険金をお支払いできない主な場合  
次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いいたしません。  
●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害  
●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害  
●麻薬、おへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害  
●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害  
●戦争、暴動（テロ行為を除く）などによって被った身体障害による就業障害  
●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害  
●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的 he 覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないものによる就業障害  
●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害  
●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害（一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。）  
●脱退後に開始した就業障害  
なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。など

この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24ヶ月を限度とします。

〔厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠〕に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95  
例）統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害（躁うつ病）、強迫性障害（強迫神経症）、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

＜重大事由による解除について＞  
保険金を取得する目的で就業障害を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●保険金のお支払いに関する注意  
・保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。  
・保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払の対象となりません（注）。  
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。  
（注）したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。  
・退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。  
・保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。もあります。  
・保険金受取人は被保険者本人になります。

就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>  
ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。  
① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）  
② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族  
③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族  
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

【保険会社破綻時等の取扱いについて】  
引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

※このパンフレットでは商品の概要を説明しています。給付の内容その他詳細については、団体窓口もしくは明治安田損害保険㈱までご相談ください。  
※この制度は損害保険会社と締結した団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/）をご覧ください。

【取扱代理店】 有限会社 大阪エイドセンター TEL 06-6942-0198 明治安田生命保険相互会社 TEL 06-6208-5426  
【引受損害保険会社】 明治安田損害保険株式会社 TEL 03-3257-3177

# 健康応援プログラム 健康づくりサポート

健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

加入できる方



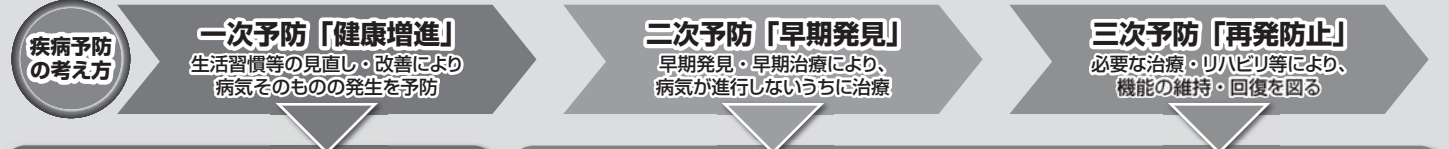
サービス運営費

月額**200**円

※健康づくりサポートのみの加入は出来ません。必ず三大生活習慣病サポートまたは長期療養収入サポートとセットでご加入ください。

## サービスの概要

疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



### 一次予防に対応したサービスメニュー

- 季刊誌「健康情報」  
健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を掲載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。（日経ヘルス編集）
- ヘルシーファミリー倶楽部  
最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に100冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。
- 相談ダイヤル  
様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護・・・ご相談には専門スタッフ（看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等）が責任を持って対応。 ※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

### 二次・三次予防に対応したサービスメニュー

- テレセカンド®  
病院に受診することなく、名医(\*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお答え。  
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定  
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート  
\*名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は全てのがん、心臓疾患、脳（神経）疾患などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors,Incの商標です。
- ホスピサーチ®  
名医が在籍する医療機関の情報（「医療機関名」及び「診療科」）をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。  
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能  
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

### ●WELBOX（ウェルボックス）

国内約26,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

### ●CLUB FUJITA

藤田観光が運営するウイスタリアンライフクラブ(全国7施設)を優待料金で利用可能。  
<神奈川|県箱根2、静岡県|熱海・宇佐美、三重県|鳥羽、長野県|尻尾湖・車山高原>

## 「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間（平成29年11月1日～平成30年10月31日）で以後毎年更新します（自動更新）。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。（※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。）

## 「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条(目的)**  
健康づくりサポートとは、明治安田ライフプランセンター株式会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。  
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオアリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**  
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。  
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。
- 第3条(運営費)**  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかんを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**  
1. サービスとは、以下のものを指します。  
① 当社が開発した以下の健康情報に関するサービス  
(1) 健康情報誌等による各種健康情報の提供  
(2) 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談  
(3) その他  
② 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介の場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。  
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスは加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。  
3. 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。

## 個人情報の取扱いについて

- 事業者の名称 明治安田ライフプランセンター株式会社
- 個人情報保護管理者(情報管理統括責任者) 取締役|リスク管理、コンプライアンス部担当)
- 個人情報の利用目的 取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行うために利用します。
- 個人情報の取扱いの委託について 利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、当社が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行います。
- 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ窓口について 当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。  
【お問い合わせ先】 健康増進サービス部 03-5952-5069
- 個人情報の提供の任意性 氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

### 第7条(届出事項の変更)

- 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
- 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出手続きを行わなかったことについて、むちを得ない事情があるときはこの限りではございません。

### 第8条(脱退ならびに加入者資格の喪失の場合の取扱い)

- 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。  
2. 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
- 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
- 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

### 第9条(加入期間)

- 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
- 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

### 第10条(データ保護)

当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

### 第11条(規約の変更)

本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従って取り扱うものとします。

### 第12条(契約の終了)

- 本契約は所属する団体が明治安田生命保険相互会社及びその関連会社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
- 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問合せ先】 健康づくりサポート事務局：0120-567-074（平日9:00～17:00）

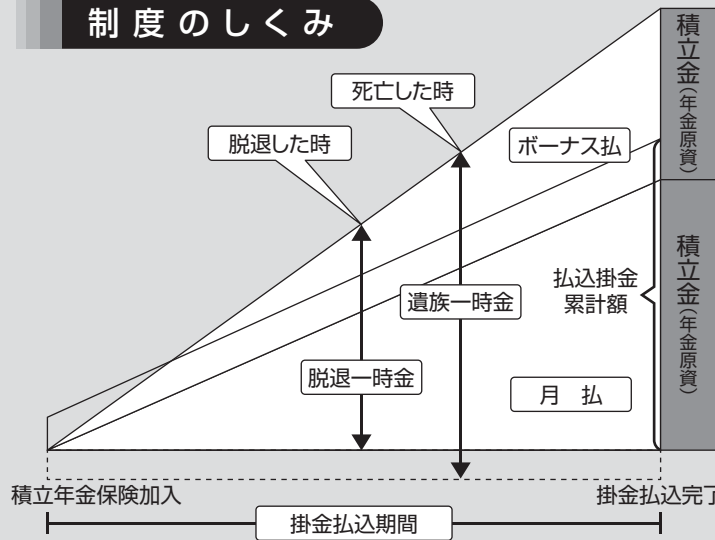
# 積立年金保険

拠出型企業年金保険【生命保険】

## 意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度のしくみ



### ① 年金受取コース

積立金(年金原資)と運用によって得られる配当金(が生じた場合)を、年金として受け取るものです。

### ② 終身保険コース

積立金(年金原資)を、終身にわたる死亡保障などの生命保険料に充当するものです。途中で解約しても解約返戻金を受け取ることができます。解約返戻金の額は契約年齢、経過年数等によって異なります。※月払(自由選択タイプ)のみ選択可能

### ③ 無配当医療保険コース

病気やケガによる入院、手術等を総合的に保障する医療保険に申し込むことができます。※月払(自由選択タイプ)のみ選択可能

### ④ 一時金

年金のお支払にかえて、一時金で受取ることも可能です。

## 加入年数と積立金額

〈例〉月払10口10,000円、ボーナス払5口50,000円の場合

加入年数	月払掛金		ボーナス払掛金	
	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000 円	約 117,000 円	100,000 円	約 97,450 円
2年	240,000 円	235,100 円	200,000 円	195,950 円
3年	360,000 円	354,400 円	300,000 円	295,400 円
4年	480,000 円	474,700 円	400,000 円	395,900 円
5年	600,000 円	596,200 円	500,000 円	497,450 円
6年	720,000 円	718,900 円	600,000 円	600,050 円
7年	840,000 円	842,900 円	700,000 円	703,750 円
10年	1,200,000 円	1,223,300 円	1,000,000 円	1,021,400 円
15年	1,800,000 円	1,885,500 円	1,500,000 円	1,573,800 円
20年	2,400,000 円	2,585,000 円	2,000,000 円	2,156,500 円
25年	3,000,000 円	3,323,800 円	2,500,000 円	2,771,400 円
30年	3,600,000 円	4,104,100 円	3,000,000 円	3,420,400 円

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来にお支払額をお約束するものではありません。  
 (1)月払(自由選択タイプ)は年間保険料12,726万円を常に維持していること。  
 ボーナス払(年金タイプ)は年間保険料5,969万円を常に維持していること。  
 (2)加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。  
 (3)給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(平成29年4月1日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(平成29年4月1日現在年1.25%)を使用しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短くとも払込保険料の合計を下回ります。

## 掛金払込方法

### ■月払(自由選択タイプ)

月払：1,000円を1口として、2口～100口の間で口数を選択することができます。

### ■ボーナス払(年金タイプ)

ボーナス払：7月と12月に10,000円を1口として、1口～100口の間で口数を選択することができます。

月払は、給与より12月から引去します。ボーナス払は個人口座(りそな銀行のみ)より12月から引去します。

## 「積立年金保険」と「税金」

### コース選択時(払込完了時)の税は?

●**保険料** 掛金から制度運営費を控除した額を保険料とします。月払のご加入者が払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。ボーナス払のご加入者が払い込んだ保険料は個人年金保険料控除の対象となります。ただし、掛金の払込期間が10年未満の方は、一般の生命保険料控除の対象となります。

●**脱退一時金(拠出型企業年金保険)・解約返戻金(一時払退職後終身保険)** 脱退一時金(拠出型企業年金保険)・解約返戻金(一時払退職後終身保険)は、一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)  
 \*所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

●**遺族一時金** 相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合「法定相続人数×500万円」まで非課税となります。

●**積立金から一時払退職後終身保険への充当保険料** 一時所得として課税対象となります。また、払込保険料として一般の生命保険料控除の対象となります。  
 \*所得税に加え復興特別所得税が課税されます。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

### コース選択後(払込完了時)の税は?

#### ●年金受取コース

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。  
 課税対象額= $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$   
 \*雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。  
 年金受給中に加入者本人が死亡した場合、確定年金・10年保証期間付終身年金では保証期間中、遺族に年金が支給されます。遺族が受け取る年金は、雑所得の対象です。  
 \*所得税に加え復興特別所得税が課税されます。  
 \*また、一時金での受取は相続税の対象です。  
 \*遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位(配偶者・子・養父母・実父母・孫・祖父母…)となります。

#### ●終身保険コース

死亡保険金受取人は、法定相続人数×500万円まで非課税となります。  
 \*ただし、受取人が法定相続人に該当する場合です。  
 解約返戻金は、(解約時受取金-払込保険料-50万円)×1/2が課税対象です。ただし、課税対象額の計算における払込保険料合計額は、この保険に充当した保険料額となります。

※受取手続きについては定年退職される年の1月中旬頃に各所属へご案内する「退職時手続きのしおり」にてお手続きください。

## 給付内容

給付事由	払込方法	給付内容
払込完了年齢に達したとき	月払 払込完了年齢満60歳到達以降直近の3月末日	年金受取コース ●年金受取人は被保険者本人です。 ●払込完了年齢60歳に達したとき、または加入2年以上かつ満50歳以上で早期退職など死亡以外の事由によりこの制度から脱退したとき年金受給権を取得し、加入者に年金をお支払いします。(10・15・20年間) ●初年度年金月額が10,000円未満の場合は年金に代えて一時金でお支払します。 ●選択できる年金種類は次のとおりです。 <年金種類> 10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金 (10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 10年保証期間付終身年金 保証期間中(10年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には年金のお支払いを再開し、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。年金再開後に一時金のお取扱いはできません。 *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 *保証期間中(10年間)に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が保証期間中(10年間)に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払します。 ●年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。 ●確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時払の積増限度額となります。
		一時払退職後終身保険コース 一時払退職後終身保険に転換することで、一生涯にわたりご加入者の死亡・高度障害を保障します。(一時払退職後終身保険へ転換後の保険金額は、転換時の脱退一時金額を基準に計算しておりますので、今後変動(上下)することがあります。)※詳細は別途配布されるパンフレットをご確認ください。
		無配当医療保険コース 病気やケガによる入院・手術等を総合的に保障する医療保険となります。積立年金保険に本人の退職日直前までご加入の本人および配偶者の方がご加入頂けます。 ※初回保険料は、積立金から充当します。次年度以降は、ご指定の口座より引き落としさせていただきます。 ※詳細は別途配布されるパンフレットをご確認ください。
		一時金受取 払込完了時の積立金額を年金に代えてお支払します。
払込完了年齢に達したとき	ボーナス払 払込完了年齢満60歳到達以降直近の3月末日	年金受取コース ●年金受取人は被保険者本人です。 【個人年金保険料控除適用型】保険料払込予定期間が10年以上 【個人年金保険料控除非適用型】保険料払込予定期間が2年以上10年未満 【個人年金保険料控除適用型】 ●払込完了年齢60歳に達したとき、保険料の払込期間が10年以上かつ満50歳以上で早期退職など死亡以外の事由により脱退したとき年金受給権を取得し、加入者に年金をお支払いします。(10年間) 60歳未満で脱退された方は、一時金受取となります。(但し、繰延して受取開始を満60歳以上にしていただと、年金受取を選択することが可能です。) ●年金種類は、10年確定年金のみです。 ●(10年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。 【個人年金保険料控除非適用型】 ●払込完了年齢60歳に達したとき、または加入2年以上かつ満50歳以上で早期退職など死亡以外の事由によりこの制度から脱退したとき年金受給権を取得し、加入者に年金をお支払いします。(10年間) ●初年度年金月額が10,000円未満の場合は年金に代えて一時金でお支払します。 ●年金は年4回(3月、6月、9月、12月)3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。 ●確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時払の積増限度額となります。
		一時金受取 払込完了時に積立金を一時金にかえて受取ることもできます。

## 制度内容

加入日(責任開始日)	月払：平成29年7月3日(月)～平成29年8月10日(木)間での募集期間中に申込みを受けつけ、平成30年1月1日から加入となります。 ボーナス払：平成29年7月3日(月)～平成29年8月10日(木)間での募集期間中に申込みを受けつけ、平成29年12月1日から加入となります。
掛金(ご加入者負担)	<月払> 1口あたり：1,000円(制度運営費1%(10円)を含む)として、2口から100口の範囲で任意に選択できます。この掛金は、毎月の給与から控除されます。(初回は12月分給与より) <ボーナス払> 1口あたり：10,000円(制度運営費1%(100円)を含む)として、1口から100口の範囲で任意に選択できます。この掛金は、あらかじめ登録されたりそな銀行の預金口座より引去られます。(初回は12月より、年2回<12/15と7/5>に引去ります。なお土日の場合は翌日となります。)なお、ボーナス払を新規加入される方は預金口座振替依頼書を府職員生協に請求して下さい。 退職時一時払で積増しができ給付を増やすこともできます。積増しは、1口10,000円で最低1口からできます。退職時の積立金額の範囲内で、かつ、月払は最高1,000口まで、ボーナス払は最高3,000口までを限度とします。
新規加入及び口数変更(増口・一部中止)	年1回、府職員生協が定めた募集期間中に申込み受付いたします。 一部中止とは、加入口数を減らすことです。毎年、募集期間中に限り一部中止の申込みができます。 一部中止については、一部中止部分の積立金を据え置いて運用します。 中止の事由：災害・疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合
脱退	次の事由に該当したときは、この制度から脱退するものとします。 ①府職員生協の組合員資格を喪失したとき。 ②脱退の申込みがあったとき。 ③払込完了年齢に達したとき。 加入年数が短くと、脱退一時金額は払込保険料を下回ることが予想されます。 脱退一時金…積立期間中に中途脱退した場合、積立金を脱退一時金として被保険者にお支払いします。ただしその場合の脱退一時金は給付額試算表とは異なる場合があります。 遺族一時金…積立期間中に死亡した場合、脱退一時金に月払保険料の1ヵ月分相当額を加えた額(月払の場合)、ボーナス払保険料の1回分を加えた額(ボーナス払の場合)を遺族一時金として遺族にお支払いします。遺族は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によるものを行います。
据置き支給(繰延)の取扱	退職時に年金開始時期を本人が希望する期間(1年から最長10年)繰延することが可能です。(満50歳未満の方は繰延することができませんのでご注意ください。) 積立金を本人が希望する期間(1年から最長10年)据置いて運用し、その期間が経過した後に年金が支給されます。据置期間中に配当金が生じれば積立年金に加算され、その分の年金月額が多くなります。据置期間中は保険料の払込み、払出し(減口)の取扱はできません。据置期間中、お申し出により年金の開始時期の変更および解約による一時金の受取は可能です。
払出しの取扱い(月払のみ)	払出し(減口)とは、払込を継続しながら積立金をお支払いするものです。積立金金額もしくはお申し出いただいた金額(万円単位)をお支払いします。掛金は現状のまま継続です。(注)ボーナス払は払出し(減口)はできません。払出し(減口)の事由：災害・疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済。
配当金	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は、年金の増額のための保険料に充当します。
掛金の払込	掛金の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、掛金の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

積立年金保険月払(自由選択タイプ) ボーナス払(年金タイプ)  
 引受保険会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社) 引受割合 57.0% 太陽生命保険株式会社 引受割合 4.0%  
 住友生命保険相互会社 引受割合 4.0% 日本生命保険相互会社 引受割合 33.0%  
 富国生命保険相互会社 引受割合 2.0%  
 引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(平成29年4月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また引受会社および引受割合は変更することがあります。

【連絡先】明治安田生命保険相互会社 大阪法人部 法人営業第一部 〒541-0051 大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8F TEL.06-6208-5426  
 なお、各引受会社の配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。  
 相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

制度

健康応援プログラムの概要

三生活活情報サポート(一時金)

三生活活情報サポート(一時金)

三生活活情報サポート(一時金)

健康づくりサポート

積立年金保険

契約概要・注意喚起情報

# 【契約概要】【注意喚起情報】(生命保険)

三大生活習慣病サポート(一時金)【リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)】

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### 2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
三大生活習慣病サポート(一時金)	P2	P5	P4	P4,5

### 3. 配当金

三大生活習慣病サポート(一時金)は、配当金はありません。

### 4. 脱退による返戻金

三大生活習慣病サポート(一時金)は、脱退(解約)による返戻金はありません。

### 5. 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### 1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

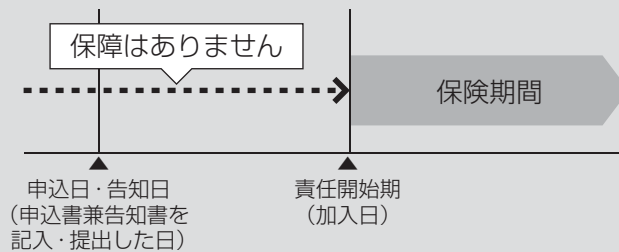
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### 3. 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

#### 新規加入の例

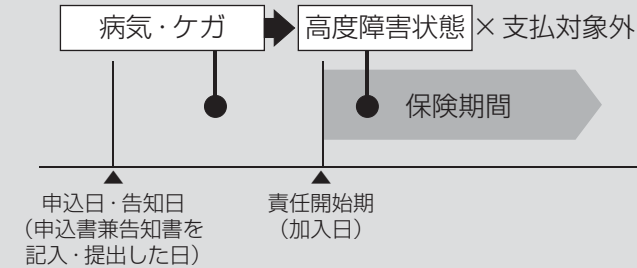


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

#### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■三大生活習慣病サポート(一時金)について、責任開始期(加入日\*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日\*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。三大生活習慣病サポート(一時金)(P4, 5)

### 5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ<http://www.seihohogo.jp/>)

### 6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

#### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口  
0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ<http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■三大生活習慣病サポート(一時金)については、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

制

度

一

覧

健康

応

援

プログラム

の

概要

三大

生活

習慣

病

サ

ポ

ー

ト

(

一

時

金)

長

期

療

養

収

入

サ

ポ

ー

ト

積

立

年

金

保

険

約

概

要

・

注

意

喚

起

情

報

13

14

# 【契約概要】【注意喚起情報】(損害保険)

三大生活習慣病サポート(療養給付金)【特定3疾病による就業障害のみ補償特約付団体長期障害所得補償保険】  
 長期療養収入サポート【精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険】

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

- 商品の仕組み  
企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)  
本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
三大生活習慣病サポート(療養給付金)	P2	P7	P6	P7
長期療養収入サポート		P9	P8	P9

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】4. 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

- 満期返れい金・配当金  
この保険には、満期返れい金・配当金はありません。
- 脱退による返れい金  
この保険には、脱退による返れい金はありません。
- 引受損害保険会社  
明治安田損害保険株式会社  
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1  
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)  
この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- 告知義務・通知義務等  
(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)  
■健康状態について  
お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、健康状態については十分ご注意ください。
- 責任開始期  
保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まりです。
- 保険金をお支払いできない主な場合  
■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。  
■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。  
三大生活習慣病サポート(療養給付金)(P7)、長期療養収入サポート(P9)

### 5. 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。  
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

### 6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

### 7. 事故が起こった場合等のご連絡先

■就業障害が開始した場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

### 8. ご照会・ご相談窓口

#### 制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

#### 引受損害保険会社の相談・苦情窓口

保険に関する相談・苦情等は、下記にご連絡ください。  
 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室  
 0120-255-400 [フリーダイヤル(無料)]  
 【受付時間】午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。  
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
 0570-022808 [ナビダイヤル(有料)]  
 【受付時間】午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)  
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

# 【契約概要】【注意喚起情報】(生命保険)

積立年金保険【拠出型企業年金保険】

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。

### 2. 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### 3. 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### 4. 年金や一時金が主に支払われる場合

#### ■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

#### ■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

#### ■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### 5. 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### 6. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### 1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2. 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### 3. 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

### 4. 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

### 5. 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

### 6. ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社  
大阪公法人部 法人営業第1部  
電話番号 06-6208-5426

(注) 一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 7. 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

### 8. 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

### 9. ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

### 10. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

制度  
一  
覧

健康  
応  
援  
プ  
ロ  
グ  
ラ  
ム  
の  
概  
要

三  
大  
生  
活  
情  
報  
サ  
ポ  
ー  
ト  
(  
時  
金  
)

三  
大  
生  
活  
情  
報  
サ  
ポ  
ー  
ト  
(  
給  
付  
金  
)

長  
期  
療  
養  
収  
入  
サ  
ポ  
ー  
ト

健  
康  
づ  
く  
り  
サ  
ポ  
ー  
ト

積  
立  
年  
金  
保  
険

契  
約  
概  
要  
・  
注  
意  
喚  
起  
情  
報